

明治29年(1896年) 現行民法(財産関係)制定

約
120
年
経
過

民法制定後、**債権関係の規定**については**ほとんど改正なし**。

120年の間に社会・経済は大きく変化(取引の複雑高度化、高齢化・情報化社会の進展等)

多数の判例や解釈論が実務に定着(基本的ルールが見えない状況)

この間の主要な改正項目

成年後見制度(平成11年)

担保・保証関係(平成15年・平成16年)

平仮名・現代語化(平成16年)

平成21年10月 法制審議会への諮問(第88号)

民事基本法典である民法のうち**債権関係の規定**について、
同法制定以来の**社会・経済の変化への対応**を図り、
国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、
国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い**契約に関する規定を中心に**
見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

「社会・経済の変化への対応」の
観点からの改正検討項目

例: 消滅時効制度の見直し 法定利率の見直し
保証人保護の方策 [P]約款に関する規定新設

「国民一般に分かりやすい民法」とする
観点からの改正検討項目

例: 賃貸借終了時の原状回復や敷金に関するルールの明確化
売主の瑕疵担保責任に関するルールの明確化

民法(債権関係)の見直し

これまでの審議経過及び今後の予定

平成21年10月

民法(債権関係)部会の設置

実務界の代表が議論に参画

(弁護士会、裁判所、経団連、日商、全銀協、労働団体、消費者)

平成27年1月26日現在で、98回の部会と18回の分科会を開催

平成23年 4月

中間論点整理の決定
(項目数 500超)

パブコメ(1回目)の実施(6月~8月)
(意見総数 団体116通・個人253通)

平成25年 2月

中間試案の決定
(項目数 260)

パブコメ(2回目)の実施(4月~6月)
(意見総数 団体193通・個人469通)

平成26年 8月

要綱仮案の決定
(項目数 約200)


実質的な改正内容についての
部会メンバーの合意形成
定型約款のみ保留(継続審議)

平成27年 2月

法制審議会の要綱決定 → 答申

約款(定型約款)

問題の所在

- 約款は、現代社会において、大量の同種取引を迅速・効率的に行う等のため、多様な取引で広範に活用。電気・ガス、交通、保険等のほか、新たなサービス契約、ネットビジネス等
 - 民法には約款に関する規定が存在しない。
- 
- 約款は、一般に読まれないし、交渉もされないため、約款が契約内容となっていたか否かに疑義が生ずるおそれがある。
 - 約款を用いた取引が長期間継続する間には、契約内容を変更する必要性が生ずることが少なくないが、約款を準備した者が約款を一方的に変更できるか、できるとした場合にもどのような要件に基づいてできるかについて理解が分かれている。

基本方針

- 現代の取引社会の実情を踏まえ、約款(定型約款)を用いた取引の安定性確保を図る。
- 消費者保護のための特別な約款(定型約款)規制は、民法では行わない。

規定するルール(審議中)の概要

- **定型約款の定義**
- **定型約款が契約内容となるための要件(組入要件)**
 - 定型約款が契約内容となる旨を表示していた場合には、その内容を相手方が理解していなくても契約内容となることを明確化。さらに、相手方への表示が困難な取引類型(旅客鉄道事業など)を想定した特則も設ける。
- **契約締結後における定型約款の一方的変更の要件(変更要件)**
 - 定型約款の変更を行うことがその変更内容等に照らして合理的である場合には、一定の要件の下で、その変更が可能であることを明確化。
- **契約の内容とすることが不適当な内容の契約条項の取扱い**
 - 相手方の利益を一方的に害する契約条項であって信義則に反するようなものについては、契約内容とならないことを明確化。